

医政地発0419第1号
平成29年4月19日

福島県保健福祉部長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療再生基金(平成29年度予算東日本大震災復興特別会計)の活用について

国の平成29年度予算東日本大震災復興特別会計においては、東日本大震災により被災した福島県における医療の復興を支援するため、地域医療再生基金の不足分を補う地域医療再生臨時特例交付金を計上したところである。

この地域医療再生臨時特例交付金は、既存の地域医療再生基金に積み増され、地域全体のまちづくり構想と整合性の取れた追加的な医療の復興計画に充てられることとなるが、平成29年度予算による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項を別添のとおりまとめたので、この留意事項を踏まえた医療の復興計画の改訂案を作成の上、平成29年6月5日(月)までに、当課まで提出いただきたい。

また、貴職におかれては、予算の早期執行に努められるよう重ねてお願いするとともに、地域医療再生基金の運用等に当たって疑義等が生じた場合には、随時、ご相談いただきたい。

なお、貴管内関係者に対しては、貴職から周知されるよう配慮願いたい。

平成29年度予算東日本大震災復興特別会計による 地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項

第1 趣旨

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成28年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県における医療の復興を支援するため、これまで交付してきた地域医療再生臨時特例交付金（以下「交付金」という。）により設置された地域医療再生基金の不足分を補うことを目的として、平成29年度予算東日本大震災復興特別会計において交付金を計上したところである。

福島県は、当該交付金により、既存の地域医療再生基金の積み増しを行った上で、地域全体のまちづくり構想とも整合性を図りつつ、福島県が追加的に策定する医療の復興計画に基づき、必要な事業を行うものとする。

第2 対象となる事業

今回の地域医療再生基金（福島県の地域医療再生基金のうち、平成29年度予算東日本大震災復興特別会計による交付金により積み増しされた部分をいう。以下同じ。）は、特に東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により生じた課題に対応するため、「地域医療再生基金（復興分）事業の延長実施等にかかる方針について」（平成27年11月27日付け医政地発1127第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における区分2の双葉郡等（※1）の医療提供体制の再構築のための事業（※2）として、福島県が策定する医療の復興計画に位置付けられた事業について活用を可能とする。

※1 双葉郡、南相馬市（小高区）、川俣町（山木屋地区）、飯館村及び田村市（都路地区）

※2 双葉郡等以外の地域であって、双葉郡等から避難している患者を受け入れるために必要な支援を行っている事業についても本事業の対象とする。

第3 医療の復興計画

今回、福島県が追加的に策定する医療の復興計画の期間は、平成32年度末までとする。

また、当該計画は、平成23年度補正予算及び平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費により計画された医療の復興計画に対する追加的な支援を行うものであることから、単独の計画である必要はなく、前回策定された医療の復興計画と一体的な計画として既存の事業に上乘せする事業であっても差し支えない。ただし、事業毎に活用する地域医療再生基金の区分（平成23年度補正予算による地域医療再生基金、平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金、平成27年度当初予算による地域医療再生基金又は今回の地域医療再生基金）は明確にしておく必要があるため、それぞれを区分し経理することとする。

第4 医療の復興計画に記載する事業の内容

今回の地域医療再生基金は、前回策定された医療の復興計画に記載された医療提供体制の再構築に必要な事業への追加的な支援であるため、医療の復興計画に記載する事業の内容は、平成23年度補正予算又は平成24年度東日本大震災復興特別会計予備費による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定に当たって留意事項で示した内容の範囲内とする。

また、計画の作成に当たっては、地域の医療機関、医育機関、医師会等関係団体、市町村、地域住民等の関係者（以下「地域の関係者」という。）の意見を踏まえ、地域にとって必要性・公益性の高い事業が今回の地域医療再生基金の対象となるようにすることとする。

なお、地域医療構想を含めた県の医療計画、介護保険事業支援計画、市町村介護保険事業計画、その他県及び市町村が定める関係計画の内容との整合性を考慮するとともに、必要に応じてこれらの計画を見直すこととする。

（参考1）平成23年度補正予算による地域医療再生基金における医療の復興計画の策定に当たっての留意事項（抜粋）

- ①津波による全壊した医療機関の高台への移転整備など安全な地点での施設整備
- ②救急医療機関など地域の中核的医療機関の機能強化や再整備
- ③これら医療機関と連携する急性期を脱した患者や在宅患者等を受け入れるための亜急性期・回復期リハビリテーション等の機能を担う医療機関の整備等を通じた機能分化の明確化
- ④既存補助制度の対象とならない施設整備等事業について、当該事業者が今後の医療の復興のために協力すること等を条件に行う支援事業
- ⑤在宅医療の連携拠点となる医療機関等の整備により被災地において在宅医療を推進するための事業
- ⑥医療機関相互の情報連携の基盤整備
- ⑦県外から派遣された医師・看護師等の人件費や被災者健康支援連絡協議会の活動経費に対する支援等地域医療を担う医師・看護師等の人材確保等

（参考2）平成24年度東日本大震災復興特別会計予算費による地域医療再生基金の活用にあたっての留意事項（抜粋）

- ①震災後の労務費等の建設コスト高騰への対応
- ②被災した医療機関の再開等に対する支援
- ③原子力発電所事故の影響により住民が増加するなど地域の実情に応じた医療機関の整備
- ④被災地における医療従事者確保等

第5 交付の条件

福島県は、基本方針の趣旨に基づき、対象地域の急性期から慢性期に至るまでの医療機関の機能分化と医療機能の集約・連携等により、患者の状態に応じて切れ目なく効率的に医療サービスを提供できる医療提供体制の再構築を推進する観点から、医療の復興計画を策定されたい。その際は、次の点を交付の条件とするので留意されたい。

- ①まちづくり関係部門と適切に連携しながら、まちづくり構想とも整合性が図られた事業内容とすること。
- ②救急医療や在宅療養支援等政策医療の役割を担っていない医療機関については、地域の救急医療体制への参画や在宅医療の実施など、今後の地域医療における役割を医療の復興計画に位置付けられる場合に地域医療再生基金による支援を行うこと。
- ③地域の医療機関の積極的な参画の下、医療機関間で患者の診療情報を共有するシステムを整備することにより、災害時にも患者の診療情報を利用可能とすること。

第6 医療の復興計画の作成等に係る手順

医療の復興計画を作成する際に考えられる一般的な手順を提示するので、状況に応じて参考にされたい。

- (1) 医療の復興計画の案を作成するための体制の整備。
- (2) 地域医療の現状分析等に係るデータの収集及び調査の実施。
- (3) 当該データ及び調査結果を踏まえた、地域医療の将来予測。
- (4) 官民を問わない幅広い地域の関係者からの意見聴取。
- (5) 対象地域における医療提供体制の再構築を推進するために実施してきたこれまでの事業の評価、並びに将来構想及び目標等の検討。
- (6) 対象地域における医療提供体制の再構築のための事業の内容についての検討。
- (7) 以上の検討を踏まえ医療の復興計画等の案の作成。これまでに厚生労働省と随時意見交換。
- (8) 医療の復興計画の案について、県の医療審議会又は地域医療対策協議会からの意見聴取。
- (9) 医療の復興計画の案の厚生労働省への提出。
- (10) 医療の復興計画を決定。

第7 交付基準額の決定及び交付決定の手続き

対象地域の復興に係る予算の執行状況等を勘案し、福島県が策定した医療の復興計画の案の内容を踏まえた厚生労働省と復興庁との協議を経て、復興庁において厚生労働省へ予算の移し替えを行う。厚生労働省は医療の復興計画を基に交付基準額を決定し、交付決定する。

第8 医療の復興計画の推進等

1 医療の復興計画の推進体制については、地域の関係者との情報の交換や県の医療審議会又は地域医療対策協議会の活用のみならず、まちづくり関係部門とも適切に連携しながら計画を策定し、事業を推進していく体制を構築することが望ましい。

2 医療の復興計画の達成状況の評価等

今回作成する医療の復興計画に定める事業に関しては、福島県が策定したこれまでの医療の復興計画と併せて地域の関係者及び県の医療審議会又は地域医療対策協議会からも、必要に応じて意見を聴取することで事業の進捗状況の評価するものとする。

医療の復興計画に定める事業の実績報告は、毎年度厚生労働大臣に提出する。

評価の結果は、医療の復興計画に係る次年度以降の事業計画に反映させるものとする。

3 医療の復興計画の変更

福島県は、評価の結果に基づき、医療の復興計画における目標等を達成するために必要があると認める場合、医療の復興計画の変更を行うことができる。

医療の復興計画を変更しようとするときは、あらかじめ、福島県における地域の関係者の意見及び県の医療審議会又は地域医療対策協議会の意見を聴取するとともに、当該変更につき、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第9 その他

医療の復興計画の案の提出に当たっては、以下の書類等を添付すること。

- ・医療の復興計画の案の概要（ポンチ絵）
- ・事業費の積算資料
- ・その他参考となる資料